

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	上下水道局 中央浄化センター	
許 認 可 等 名	下水道敷地等の占用料の減免	
根 拠 法 令	徳島市公共下水道事業条例	
根 拠 条 項	第21条	
連 絡 先	(電話 621-5319)	
審 査 基 準	基 準	○徳島市公共下水道事業条例第21条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例に定める使用料、占用料又は手数料を減免することができる。 減免の申請の方法については、行政財産の使用料の減免に準ずる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和2年12月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数15日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和2年12月1日最終変更)